公拡法第４条（土地有償譲渡届出）

届出者	土地を譲り渡そうとするかた（売主）
届出時期	契約を締結しようとする３週間前まで
届出対象面積	・ 都市計画施設（都市計画決定された道路，河川，公園，学校，上下水道等）予定区域にある<u>２００㎡以上</u>の土地 ・ 都市計画区域内の道路，都市公園，河川などの予定区域にある<u>２００㎡以上</u>の土地 ・ 一定規模以上の土地 **市街化区域**　　　　　　<u>５，０００㎡以上</u>
提出書類	◎土地有償譲渡届出書 （添付書類） ①公図（該当部分を赤着色、または枠取り） ②位置図　おおよそ 1/25000 のもの（　〃　） ③見取図　おおよそ 1/2500 のもの（　〃　） ④地積測量図（実測売買の場合） ⑤系図及び戸籍謄本（相続人届出の場合）
提出部数	届出書、添付書類とも２部（正本１部、副本１部）

公拡法第５条（土地買取希望申出）

申出者	県や市に買取りを希望するかた
申出処理期間	３週間以内
申出対象面積	都市計画区域内に所在する<u>１００㎡以上</u>の土地
申出人 提出書類	◎土地買取希望申出書 （添付書類） ①公図（該当部分を赤着色、または枠取り） ②位置図　おおよそ 1/25000 のもの（　〃　） ③見取図　おおよそ 1/2500 のもの（　〃　） ④地積測量図（実測売買の場合） ⑤系図及び戸籍謄本（相続人申出の場合）
提出部数	申出書、添付書類とも２部（正本１部、副本１部）

【事務担当】
三重県 県土整備部 公共用地課 審査調整班　　TEL　059-224-2661
鈴鹿市 都市整備部 都市計画課 開発指導グループ　　TEL　059-382-9074